

府立学校の臨時休業の延長について

令和2年4月28日
京都府教育委員会

本府の緊急事態措置による施設の使用制限の要請を踏まえ、現在、全ての府立学校において、5月6日（水）まで臨時休業していますが、感染収束の見通しが確実になっていないことに加え、ゴールデンウィーク後の状況を見極める必要もあることから、下記のとおり府立学校の臨時休業の期間を延長することとします。

記

1 府立学校の臨時休業について

全ての府立学校臨時休業期間を延長し、5月31日（日）までとする。

なお、休業期間については、地域の感染状況等を踏まえ、短縮や延長を行うことがある。

2 引き続き対応を行う内容

(1) 家庭学習の確保

各府立学校の指導計画を踏まえた学習課題を課し、その学習状況や成果を確認するため、登校可能日等における対面での指導に加え、動画配信や教育用クラウドサービスの利用など、ICTを積極的に活用する。

(2) 登校可能日の設定

希望生徒が学習課題等に関する質問を行える登校可能な日を設定する。

(3) 特別支援学校について

- 上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて対応する。
- 各家庭で過ごすことを更に要請した上で、やむを得ず、自宅又は福祉サービス等で児童生徒の居場所が確保できない場合には、特例的に学校で受け入れる。その際、スクールバスは「3密」に配慮しつつ運行する。
なお、給食については提供しない。

(4) 心のケアについて

スクールカウンセラー等の派遣回数を拡充する。

(5) 教職員の在宅勤務

通勤等による接触機会の低減及び学校教育を停滞させない体制の構築のため、交代制による計画的な在宅勤務を引き続き実施する。

3 府内市町（組合）立学校への対応

府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼する。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861